

事 務 連 絡
令和6年2月19日

各都道府県宗教法人事務担当課 御中

文 化 庁 宗 務 課

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関する運用の基準（文部科学大臣決定）」について（事務連絡）

このたび、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）第7条及び第12条の規定に基づく指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に関し、文部科学大臣が指定を行う場合の運用の基準として、別添の基準（令和6年2月15日 文部科学大臣決定）を定めましたので、ご参考までお知らせします。

【本件に係る問合せ先】

文化庁宗務課

電話：03-5253-4111

E-mail：syuumu@mext.go.jp